

参考資料 3

史学委員会歴史認識・歴史教育に関する分科会
委員長 久留島典子

史学委員会歴史認識・歴史教育に関する分科会の委員の中から以下の意見が寄せられましたので、報告します。

「軍事研究」問題を考えるための基本的視座
(=歴史認識の観点から)

【歴史的省察の必要性】

近年、安倍政権のもとで日本の外交政策が大きく変容し、「集団的自衛権」行使容認の閣議決定(2014年)、日米「新ガイドライン」発表、「安保法制」導入(2015年)等の展開があいつぐなか、防衛省の「安全保障技術研究推進制度」(2014年)が動き出し、こうした動きに対応する形で、現在、日本学術会議でも「安全保障と学術に関する検討委員会」での議論が行われている。

この問題は今後の日本の社会・国家のあり方の根幹に関わるものであり、「学者の国会」を呼ばれる学術会議でも、自然科学系・人文社会科学系の別を問わず、多面的かつ長期的観点から、総力を挙げた検討を行なうことが求められるが、その際、特に歴史的観点からの分析・省察が重要であると考えられる。

ここでの「歴史」には、(1)戦後の日本の社会・国民全体の歩み、歴史の蓄積をどう捉えるかという問題と、(2)「日本学術会議」自体の活動の歴史をいかに自覚的に認識・継承するかという問題が含まれる。

(1) わたしたち日本国民は、第二次大戦後、戦前の日本が非民主的な体制のもとで戦争に突き進み、アジアをはじめとする世界の諸地域の人々に多大な被害を与えると共に、自国民にも破局的事態をもたらしたことへの痛切な反省の上に、平和的・民主的国家の建設をめざして努力してきた。民主的国家を作り上げ、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることがないようにすること、軍国主義を批判し、戦争そのものを否定して、軍事に立脚しない社会・経済のあり方をめざすことは、わたしたち国民の「初心」であり、日本の社会・国家の骨格を成す理念である。

今後の日本の対外政策や、社会における学術・文化政策のあり方をめぐる議論は、何よりもまず、このような歴史的省察を出発点として構想されねばならないと考えられる。

(2) 平和的・民主的国家づくりをめざす国民の歩みのなかで、学術・科学のあり方は中核的意義を持つ。日本がかつて軍国主義と戦争に突き進んだ背景には、戦前の日本において学問の自由やその制度的裏付けとしての大学の自治が保証されず、学術・研究が国家権

力に従属していたという事実があった。「日本学術会議」は、まさにこのような戦前の社会における科学のあり方への反省の上に活動を開始した組織であって、1949年1月の発足に際して発した「決意表明」には、「われわれは、これまでわが国の科学者がとりきたった態度について深く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである」と明記されている。

「軍事研究」を行なわない旨を宣言する学術会議の1950年および1967年の声明（1950年第6回総会「戦争を目的とする科学の研究には絶対に従わない決意の表明」；1967年第49回総会「軍事目的の科学研究は行わない声明」）は、たまたま出されたものではなく、学術会議のこのような「初心」、組織発足の原点を支えた理念に基づいて練り上げられ、発信されたものであった。

ちなみに1965年には当時の「国際学術連合」（ICSU）執行委員会でも「ICSUとその傘下組織は、いかなる目的であっても、国家のいかなる軍事組織からも、資金を受け入れ、あるいは仲介してはならない」との申し合わせがなされたが、この申し合わせは日本提案（＝当時の日本学術会議からの働きかけ）に基づくものだったとされ、国際的な場で「軍事研究拒否」の潮流を作り出していく上でも学術会議が重要な役割を果たしていたことが窺える。

今回、日本学術会議が「軍事研究」問題をめぐる検討を行なうにあたっては、以上のような戦後の日本社会の歩み、またそのなかで学術会議自体が展開してきた活動の意味を自覚的に捉え直し、自らの歴史的責務を認識することが求められると考えられる。

【具体的にとるべき方針】

以上のような歴史的観点からの議論も含め、多面的・包括的な検討が行われることが望まれるが、最終的に学術会議として何らかの具体的方針、態度表明が必要となる局面では、以下のような方針表明が可能なのではないか。

- ・学術会議は「軍事研究拒否」の方針を既に1950年、1967年の2回にわたって示しているが、これを堅持し、継承する姿勢を明示することが必要である。
- ・2014年に導入された「安全保障技術研究推進制度」は、学術会議が発足以来表明してきた平和主義、「軍事研究拒否」の方針と明らかに矛盾し、日本社会における学術・研究の健全な発展を阻害するものと考えられるので、これを廃止することを要望・提言すべきである。

以上